

大阪府最低賃金

883

時間額
円

**必ずチェック！最低賃金
使用者も、労働者も。**



平成28年10月1日から

◎ 大阪府内の事業場で働くすべての労働者に適用されます。

※ 大阪府においては、上記の金額より高い特定(産業別)最低賃金が定められている一部の産業で働く労働者については、各々の特定(産業別)最低賃金が適用されます。

なお、大阪府特定(産業別)最低賃金については下記のホームページでご確認ください。

◎ 次の賃金を除いて最低賃金額以上とすることが必要です。

- ・ 精皆勤手当、通勤手当、家族手当
- ・ 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(ボーナスなど)
- ・ 臨時に支払われる賃金(結婚手当など)
- ・ 時間外・深夜労働及び休日労働に対する賃金

◎ 最低賃金額を下回る場合は罰せられることがあります。

◎ 大阪労働局では、最低賃金を含めた各種情報をホームページに掲載しています。

URL <http://osaka-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

または、

最低賃金についてご不明の点がありましたら 大阪労働局労働基準部賃金課 (電話番号 06-6949-6502)

または 最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。

最低賃金との比較方法

〔 前提条件：平成28年10月1日改定
大阪府最低賃金1時間当たり883円 〕

■賃金の支払われ方が、

- 1 時間給制の場合 時間給 \geq 最低賃金額
 - 2 日給制の場合 日給 \div 1日の所定労働時間 \geq 最低賃金額
 - 3 月給制の場合 月給額 \div 年平均1か月所定労働時間 \geq 最低賃金額
 - 4 請負給の場合 賃金算定期間（賃金締切期間）について支払われた（出来高払制） 請負給の総額 \div その期間の総労働時間 \geq 最低賃金額
- 1～4が混在する場合 それぞれについて1時間当たりの金額を算出し、それを合計した額と最低賃金額と比較します。

■月給制の場合の換算例

【例】年間所定労働日数252日、所定労働時間毎日8時間、月給148,000円の方は、上記3の計算式にあてはめて、年平均1か月所定労働時間数は、

- ・ 8時間 \times 252日 \div 12か月=168時間
- ・ 148,000円 \div 168時間=880.95……円 $<$ 883円

したがって、この場合は大阪府最低賃金額を下回り、最低賃金法に違反することになります。

業務改善助成金のご案内

業務改善助成金は中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援し、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引き上げを図るための制度です。

生産性向上のための設備投資（機械設備、POSシステム等の導入）などを行い、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げた場合、その設備投資などにかかった費用の一部を助成します。詳しくは大阪労働局雇用環境・均等部企画課助成金第一係（電話06-6941-4630）または、下記大阪府最低賃金総合相談支援センターまで。

中小企業等事業主向けワン・ストップ無料相談

支援事業として、最低賃金の引き上げにより影響を受ける中小企業等事業主の皆様の経営課題や労務管理のご相談窓口を設けております。

ご相談の内容によっては、専門家の派遣も行っております。

大阪府最低賃金総合相談支援センター

（平成28年9月23日（金）まで）

〒530-0043 大阪市北区天満2-1-12 天満橋SEビル4階
大阪府社会保険労務士会事務局内

（平成28年9月26日（月）以降）

〒530-0043 大阪市北区天満2-1-30 大阪府社会保険労務士会館
TEL: 0120-939-248 (変更はありません)
FAX: 06-4800-8177 (変更はありません)